

男鹿市告示第115号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業者の廃止の届出があったので、同法第78条第1項第2号及び男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第11条の規定に基づき、公示する。

令和5年10月3日

男鹿市長 菅原 広二

事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人 男鹿市社会福祉協 議会	男鹿市中央ヘルパーステー ション 男鹿市船川港船川字片田7 4番地	令和5年9月26日	訪問介護 第1号訪問事業
		廃止年月日	
		令和5年11月1日	